

各種手当・助成

<p style="text-align: center;">児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 0歳～中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前までの児童を養育している方 ●支給額 3歳未満…15,000円/月 3歳以上小学校修了前…10,000円/月 (第3子以降は15,000円) 中学生…10,000円/月 ●支払い 年3回(2・6・10月) ○問い合わせ 子育て支援係 	<p style="text-align: center;">出産育児一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 妊娠85日以上(妊娠4ヶ月)で出産した方 ●支給額 1児につき420,000円(産科医療補償制度加算対象出産でない場合404,000円) ○問い合わせ *国保加入者…国民健康保険係 *健康保険加入者…各健康保険組合 	<p style="text-align: center;">ゆざっ子誕生祝金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支給額 第1子・第2子50,000円 第3子以降100,000円 ●受取 出生届時に申請していただき、窓口で現金支給 ○問い合わせ 子育て支援係 (TEL: 72-5897) 												
<p style="text-align: center;">特別児童扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育されている方 (※施設入所者は対象外) ●支給額 1級…51,700円/月 2級…34,430円/月 ●支払い 年3回(4・8・11月) ○問い合わせ 子育て支援係 	<p style="text-align: center;">障害児福祉手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 精神や身体の著しい重度の障がいのため常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児 (※他、障害年金受給者・所得が一定額を超える方は対象外) ●支給額 14,650円/月 ●支払い 年4回(5・8・11・2月) ○問い合わせ 福祉介護保険係 	<p style="text-align: center;">心身障がい児養育手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 20歳未満の障がい児を養育している保護者(支給要件有) ・身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級以上の障がいを有する者 ・知的障がい児で、常に介護を要すると町長が認めたる者 ●支給額 3,000円/月 ●支払い 年2回(9・3月) ○問い合わせ 子育て支援係 												
<p style="text-align: center;">児童扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 両親の離婚等により父又は母と生計を共にしていない児童、もしくは父又は母の代わりに児童を養育している方 ●支給額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1人目</th> <th style="text-align: center;">2人目</th> <th style="text-align: center;">3人目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給</td> <td style="text-align: center;">42,500円</td> <td style="text-align: center;">52,540円</td> <td style="text-align: center;">58,560円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td style="text-align: center;">42,490円～ 10,030円</td> <td style="text-align: center;">52,520円～ 15,050円</td> <td style="text-align: center;">58,530円～ 18,060円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○問い合わせ 子育て支援係 		1人目	2人目	3人目	全部支給	42,500円	52,540円	58,560円	一部支給	42,490円～ 10,030円	52,520円～ 15,050円	58,530円～ 18,060円	<p style="text-align: center;">遊佐町遺児教育手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 ひとり親又は両親のいない小中学生の児童を養育し、生計を維持する方 ●支給額 ひとり親の方…2,000円/月 両親がいない方…4,000円/月 ●支払い 年2回(9・3月) ○問い合わせ 子育て支援係 	<p style="text-align: center;">母子家庭自立支援教育訓練給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 母子家庭の母 (※受講に関してはいくつか適用条件有り) ●内容 就職に有利な資格を習得するため、厚生労働省で指定された講座を受講し修了した場合、経費の一部を給付 ○問い合わせ 子育て支援係
	1人目	2人目	3人目											
全部支給	42,500円	52,540円	58,560円											
一部支給	42,490円～ 10,030円	52,520円～ 15,050円	58,530円～ 18,060円											
<p style="text-align: center;">子育て支援医療証</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 町内に住所を有する0歳～18歳 ※中学校卒業～18歳で進学を理由に町外に住所を移した場合でも保護者の別居監護とみなされる場合は対象 ◆医療費は無料、ただし保険適用以外は自己負担(入院時食事代等) ○問い合わせ 国民健康保険係 (TEL: 72-5875) 	<p style="text-align: center;">重度心身障がい(児)者医療証</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 身体障害者手帳(1・2級)療育手帳(A)・精神障害者保健福祉手帳1級・障害年金1級などを保持する方(※所得制限有り) ◆所得税課税…一部負担金有り ◆所得税非課税…一部負担金無し ただし、保険適用以外は自己負担(入院時食事代等) ○問い合わせ 国民健康保険係 	<p style="text-align: center;">ひとり親家庭等医療証</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 所得税非課税で次の方 ・配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養している方とその児童 ・父又は母が身体又は精神の一定の障がいがある場合 ・父母のいない18歳以下の児童 ◆医療費は無料、ただし保険適用以外は自己負担(入院時食事代等) ○問い合わせ 国民健康保険係 												
<p style="text-align: center;">小学校入学祝品の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内容 黄色い帽子(教育委員会) ランドセル(社会福祉協議会) (※ランドセルはひとり親家庭対象) ○問い合わせ ・黄色い帽子…教育委員会教育課総務学事係 ・ランドセル…遊佐町社会福祉協議会 TEL: 72-4715 	<p style="text-align: center;">就学援助</p> <ol style="list-style-type: none"> ①準要保護就学援助費制度 対象: 経済的な理由により小中学校への就学が困難な家庭 ※所得制限等の支給要件あり ②特別支援教育就学奨励費制度 対象: 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者 ◆内容: 小中学校の給食費・学用品費・修学旅行費・校外活動費等を支給 ○問い合わせ 教育委員会総務学事係 	<p style="text-align: center;">ベビー/チャイルドシートレンタル</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象 ベビー: 生後6ヶ月以内 チャイルド: 5歳以下 ●費用 無料 ●期間 最長6ヶ月 ●手続 印鑑・免許証をお持ちの上、子育て支援係窓口まで(ベビーシートの場合は、母子健康手帳も必要) ○問い合わせ 子育て支援係 												